

平成26年度第1回障害者支援センター運営委員会 議事録

■開催日：平成26年6月23日（月）午前10時～12時

■場所：横浜市健康福祉総合センター8階 8AB会議室

■出席者：委員総数15名中12名出席

内田委員、大塚委員、松島委員、渋谷委員、大友委員、八島委員、八木澤委員、
下山委員、佐藤委員、室津委員、谷口委員、鎌田委員

（オブザーバー）横浜市2名（君和田課長、佐藤係長）

横浜市社会福祉協議会2名（芳賀常務理事、宮川事務局長）

■挨拶

（森センター長）

今回は特に協議事項2について様々なご意見を頂きたい。よろしくお願ひいたします。

（米山課長）

今回の委員の参加は11名。運営委員会設置要綱第7条第2項に定める定足数を満たし本会は有効である。運営委員会名簿、人事異動資料に基づき、今年度の運営委員並びにオブザーバー、人事異動の紹介。

協議事項1

委員長及び委員長職務代理者の選出

（米山課長）

資料1「障害者支援センター運営委員会委員長及び委員長職務代理者の選出について」に基づき説明。

この運営委員会の委員の任期は平成26年4月1日から平成28年3月31日である。障害者支援センター運営委員会設置要綱第6条1及び3に基づき委員長及び委員長職務代理者を選出して頂きたい。

（八島委員）

前任の谷口先生に、ぜひ引き続きお願ひをしたい。

（一同）

了承。

（米山課長）

それでは谷口委員長に議事を進行して頂きたい。

また、委員長の職務代理者を委員長から指名頂きたい。

（谷口委員長）

本日はご欠席だが、明治学院大学の茨木委員に職務代理者をお願ひしたい。

（米山課長）

本日は欠席されておられるので、事務局から確認をさせて頂く。

協議事項 2

本会での障害児・者事業展開に関する取りまとめの振返りと障害者支援センターの今後の展開について

(谷口委員長)

協議事項 2 について事務局から資料 2 の説明をお願いしたい。

(米山課長)

資料 2 「障害者支援センターの今後の展開について」(平成19年 8 月 6 日作成。谷口委員長から沼尾センター長に対して行った答申)に基づき説明。

(谷口委員長)

それでは、意見交換に入りたい。本日の議論も踏まえ、今後の10年も展望に入れた形でこの次のステップの骨子をまとめていくための議論としたい。

(内田委員)

「当事者」という言葉がキーワードかと思う。支援センターは確かに当事者を中心に様々な事をやって下さっている。しかし、当事者が自分らしく生きる事が大変難しくなっている現状がある。「健全者に囲まれて、健全者に誘導されながら生きていく今後になっていくのではないか」という危機感を感じている。私としては、支援センターに当事者のグループをつくり、研修や当事者がどうしたら一人で生きていけるのかといった議論をしていかないといけないと考えている。

(渋谷委員)

私も全く同じ事をずっと感じている。十分ではないにしろ支援は増えてきた。ただ、今の状態が本当に、障害者の主体性を支えているのかという疑問を持っている。むしろ障害者を取り囲んでしまって、障害者が自分の問題を自分で悩めなくなっているのではないかと感じている。自分の問題として悩めなくなったら、そこには主体性はない。

(松島委員)

区役所や社協で相談しにくくなってきたと思う。窓口に行っても言語が聞き取れない、制度は自由に選択できると言われるが、選択幅が狭くなってきている。このまま行くと自分の生活なのに自分で選択できなくて、健常者が「こうなりましたのでこれでやって下さい」という事が増えていくように感じる。障害者自身が閉鎖的になって、家に閉じこもりがちになってしまう危惧がある。区役所や社協に気軽に相談できる体制を強化して、こちらの言い分を親身になって聞き、一緒に相談に乗ってほしい。

(内田委員)

養護学校の生徒、グループホームの入居者、各作業所に通っている方等、自分から何かをやるという気持ちが薄くなっていると感じる。ここは自分でやらなくてはいけないと言ったものを引き出していきたい。障害者が集まって様々な議論をする場を支援センターに設置してほしい。それを今やらなければ、これから先の10年の障害者の行く末が私には見えない。できれば今のうちに実施して欲しい。

(谷口委員長)

昔、「ふれあい塾」という障害者主体の議論の場があったが、また再開してもいいのではないか。横田弘さん等が先頭に立って障害当事者の運動が始まって、当事者主導の自立生活支援センターを創ろう、相談支援もやろうという話もあった。もう一回これまでの事を振り返りながら、再度どうつくり上げるかを検討す

るという事かと思う。

(八島委員)

私の息子は自閉症で、私がこういう席で自閉症とはこういう障害ですというお話をよくする。残念ながら本人には相手にわかるように説明ができないので、よく考えればわが子だけではなく、親の会の自閉症の様々な人達と接する中で、結局、本人達に教わった事を整理して発表しているという事。私が勝手に頭の中で考えて話しているわけではない。やはり、本人の声を聞く事は親であっても当然必要で、今、内田さん等が話された視点が一番大事だと思う。在援協は昔から、そういう事を当事者性と言ってきたのだらうと思う。障害福祉の制度をつくっていくのは基本的には本人だが、本人だけできちんと主張できない事もあるので代弁者の役割として家族が発言する事もある。しかし、それはあくまでも代弁者で、本来的に制度をつくるのは障害者自身であると当時の在援協は見抜いていたと私は思う。一番、基本の事だが、一番わかりにくいところで、しかし、本人達にとっては一番大切な事である。そういう事を議論できる場はここしかない。私らは横浜市に要望書を様々出すが、残念ながらそういう議論にはなっていない。だからこの場がいかに大事かという事も含めて、今の議論は大変大事であると考えている。

(谷口委員長)

今の一連の議論は一步踏み出して、芽を出していこうという事でよろしいか。

(内田委員)

はい。お願いいたしたい。

(大友委員)

平成19年に作成された答申書のまとめに「今後、精神障害者への支援についても、市、精神障害者団体との検討・調整が必要であり具体的な方向性を提示されたい」と記載されている。しかし、その後の支援センターの動きの中で精神障害者の施策、例えば「精神保健ボランティア講座の開催」と言った具体的な取り組みはなく、これでいいのかなという感じが率直にする。これまでの在援協の経過からすると当然とも思うし、これまでにどうこうという事はないが、障害者総合支援法においても、3障害を市町村で取り組むという方向が明確に出されている段階で、今後の10年のあり方を検討する際、障害者支援センターあるいは社協として在援協的な根っこを持ちつつ、精神障害者に対する事業展開が必要ではないかと非常に感ずる。今後の10年の展望を横浜市も含めて検討して頂く必要があるのではないかと。ぜひ、その事はお願いしたい。

(谷口委員長)

今後の10年、どのように動いていけばいいのか。どこにポイントを見出すのか。

(大友委員)

障害者基本法が改正された時点で精神障害者も福祉の対象となったが、それから何十年たっても現状は変わらない。私達の運動が弱いといえばそれまでだが、内田さんの発言の中の当事者の部会の中に精神障害者の社会復帰に取り組む作業部会のようなものを支援センターの中の組織としてつくって頂くといった事が大事であると考えている。精神障害者の問題を議論する場所をつくって頂くという事から手掛けて頂きたい。横浜市障害者プランの作業部会では、養護学校卒業後の受け皿の件で非常に詳細なデータが出てくるが、精神障害者の社会的な入院の解消にむけて市内精神病院で社会的な入院の人がどれぐらいいて、日中活動なり居住支援なりをどのように整備していくかという資料は一切出てこない。今、大きな問題になっている21世紀型座敷牢をつくろう、病棟転換型居住系施設、病棟の中にグループホームをつくろうといった話がでてくるが、なぜ権利条約が批准されたこの年に権利条約に違反するような精神病棟の中にグループホームをつく

るという、それが議論されるのかというそれ自体がどう考えてもおかしい。まずは、この支援センターの中に作業部会のようなものをつくって頂きたい。

(大塚委員)

ACT (アクト ; Assertive Community Treatment) という精神障害者の方達のためのシステムがある。これは、医師や保健師、看護師、メディカルソーシャルワーカーがグループになって、自宅やグループホーム等で暮らしている方を24時間見守るというシステムである。一人一人の必要に応じて対応するシステムだと聞いている。横浜市ならこのシステムを実現できるのではないかと思う。川崎でも実践されているようであるが、課題もあるようである。また別の機会に、一度ご議論頂ければありがたい。

(下山委員)

私達は重心の子供の親の会として平成13年から活動している。活動を継続している中で、支援センターから自主的な動きを尊重した上での助言や助力を頂いてきた。そのような支援センターという存在にかなり支えられて活動をしてきたので、これからの支援センターも、そういう当事者、家族に寄り添った形での支援のあり方をしっかりと継続して頂きたい。一方、支援センターの業務で地域に目を向けると、作業所とか機能強化型活動ホームへのバックアップはもとより、法人型地域活動ホームの運営委員会などにも支援センターの職員が参加され、当事者に非常に寄り添った形での発言を頂けるのは大変重要な事である。また、各区の自立支援協議会にも支援センターの職員が入ると、やはり他の支援者とは違った視点からの当事者により近い立場からの発言を頂ける。支援センターの職員が異動する事もあり、在援協時代の方も徐々に少なくなっていく現状はあるが、支援センターの当事者に寄り添った立ち位置はこれからも大事にして頂きたい。若い親達は在援協時代を知らない人も増えてきた。しかし、社会福祉協議会の中の障害児・者支援の専門性を持った機関として、その立場というものをこれからも重く見て大事にして頂きたい。本当に当事者・家族にとってそういう存在である支援センターにこれからも期待したい。

(谷口委員長)

資料の答申の中で「どのような時代にあっても、障害児・者と家族の視点に立ち、ともに歩み、その主体的な決定と参画を支持し、支援する」という「当事者性」という理念が在援協時代から培われ、支援センターのスタッフに受け継がれていると考えている。それは大変、大事で得がたい事だと思う。

(内田委員)

支援センターはグループホームや作業所等も支援しているが、そこで働く職員がどのように働いているのかといった所まで見て頂きたい。グループホームも作業所もメンバーの障害が複雑になってきているので、職員達はとても大変である。そういう事まで支援していかなければいけないのが支援センターだと思う。支援センターの役割をもっともっと頑丈なものにしてもらいたい。

(谷口委員長)

このように支援センターに大きな期待が寄せられるのはやはり実績を積んできたからかと思う。大変誇り高い。さらに頑丈なものにしようというご意見である。

(室津委員)

中区の機能強化型活動ホームで相談事業を支援センターと一緒にやってきた。地域での相談で非常に大切な事は顔が繋がっている事だと私達は思っている。ここに行けばこの人がいる。小さい時から大人になるまで節目節目で係っている。そういう人がいるという事の安心感。あるいは、厳しかった時代の事を知っている人がいるという事が大変、大切である。それは、機能強化型活動ホームの役割の一つでもあるが、支援

センターも含めて障害者や家族、団体を支える仕組は、人がしょっちゅう変わってはいは機能しない。在援協から市社協に移る時に私達が一番心配したのは、在援協がつくってきた長い期間のつながりが、市社協の組織になる事で失われるのではないかという事であった。最初の5年間は、基本的には在援協の職員を動かさない、人のつながり、人を知っているという事を大切にするという事で、つながってきたと思うが、この数年間を見ると、元在援協の職員がどんどん異動しつつある。この状態でどんどん異動していくと、その意味での人のつながりがどんどんなくなってしまう。大変、危惧をしている。私達が長い期間つき合える関係を大変、大切に思ってきた一つの理由は、役所の人はしょっちゅう変わる、人がしょっちゅう変わる事で相談しにくかったり、わかっている人がいない、知っている顔がない状態ができてしまう事である。行政は人がしょっちゅう変わる事は必要かもしれないが、行政の人が変わるのであれば、それと協働する立場の人はそんなに変わらない仕組みが必要。両方が変わってしまったら支える仕組みがなくなってしまう。在援協から支援センターになる時に、長く関わり続ける事を大切にするという事だった。この先、人の異動の仕方をどうするのかという検討が必要である。今の人の異動の仕方を見ていると、大変心配である。

(大友委員)

私も今の意見に大変共感している。やはり在援協のすごいところは当事者性・開拓性・運動性という理念と実践にある。障害者福祉の新しい分野、新しい先駆性を拡大していったニーズに対応できる運動展開をしてきたという事にあると思う。この理念を継承していくには、一つは、内田さんから提案があった当事者部会をつくる事も非常に大事な事だと思う。そして人事も現場の人を大事にする、あるいは現場の人が幹部職員にも登用されるようなそういう仕組みをつくる必要があるのではないか。在援協という事だけではなく現場でずっとやってきた人が、それなりに個性で働けるような仕組みもあわせて考えて頂く、あるいは理念を継承するためにどういう事やっていけばいいのかについても、是非考えて頂きたい。

(佐藤委員)

支援センターの支援課職員がこの春、2人異動になった。少ない人数でありながら急に2人も異動になった事はこれでいいのかなという思いにとっても駆られている。障害福祉は、全体を理解するまでに経験と長さが必要である。私はこの仕事に入って40何年になるが、5年でわかる事、10年でわかる事、20年でわかる事、30年でわかる事、40年でわかる事というのがあって思っている。一般行政職員並みに変えていくのは、障害者支援センターの信頼性をとても薄めてしまうのではないかと感じている。社協全般の事がわかるゼネラリストの育成とそれから障害分野のスペシャリストの育成の仕方も同時に考えないと、当事者・家族・作業所関係者・グループホーム関係者からの信頼が薄まってしまうのではないかと。是非、検討をお願いしたい。

(八島委員)

障害者と家族にとって係わる機関の方との関係はある意味一過性である。そうすると、一回一回生活の事や本人の事を伝える事がほとんど嫌になる。毎回毎回、同じ説明をしなければならない。だから、ほどほどのおつき合いになってしまう。後見的支援制度では、定期的に後見的支援室のスタッフと会う。用事がなくても会う。今までの障害者の仕組みはおおむね、用事がある時に会うという仕組みだったが、この制度はここが異なる部分。本人達も会うのを非常に楽しみにしている。家族も今までは言いたい事がたくさんあっても言わずに、通所先等へもお世話になります、よろしくお願ひしますというスタンスになってしまいがちであった。言いたい事を言って下さいと言われても、そうは言えない。この制度でしがらみが何もないところで初めて言いたい事を言って、大変な解放感を味わいましたと言う話もある。ずっとおつき合いができるという事は本当に大事な事であると思う。

(渋谷委員)

支援センターの職員で最も大事な事は、障害者や家族に向き合っていく事だと思う。本当に向き合うため

には、障害者のバックグラウンドを理解しなければ無理だと思う。バックグラウンドを理解するには、時間もかかるし、そう簡単な事じゃない。支援センターの職員が何年かで一般の事務職のように変わっていくとしたら私も大変な危機感を感じる。ぜひわかって頂きたい。

(谷口委員長)

職員育成・専門職・当事者性の貫徹と支援センター職員人事に絡んだご意見が続いた。議論を深めておかなければいけない事であると私は考えている。

社会福祉協議会の1つの目のモデルは、全員一致・合意形成モデルであると私は考えている。福祉だからみんなでやろうよ、いい事なので全員でやろうよという、全員で合意して動いていく事。それから2つ目は、当事者の立場に完全に立ちながらその立場から物事を言うという事。2つ目のモデルは対立する局面もある。この2つを社会福祉協議会が両立させていった時に、初めて社会福祉協議会活動が本物で動いていくのではないかと思う。専門職という用語弊はあるが、当事者性をずっと大事にして仕事をしてきたという事を考えての人事が必要と考える。

また、障害者が市民として暮らせるよう政策的に手だてを組んでいかなければ、市民が障害者を市民として認めないのは当たり前じゃないかという実践がEUとスカンジナビア半島では行われてきた。コミュニティーの人が理解するから社会が障害者を包摂的に包み込むようになるのではなく、まず公的部門がしっかり支援した時に初めて市民が包摂的になるという事を例示していると思う。保育所を整備して保育体制が整ってくると父親の育児参加が盛んになる、認知症の方のケアを24時間体制で行うとその家族の認知症の方へのかわりが深まっていくという実践である。社会がケアをすると家族もケアをし始めて最も密接にかかわれる。障害者の市民権がしっかり保障されている中で、自分らしい人生を選択できる、制度・政策から排除されないで自分で選択できる社会を目指して当事者はどうするか、こういう事を考える会が必要ではないかと思う。

さらに、横浜市の障害者施策は民間とのパートナーシップを発揮して政策を実行してきたと私は考えているが、今後はどのようになるのだろうかといった点も含めて次回もう少しまとまった議論をしたい。

○報告事項

(1)平成25年度障害者支援センター事業報告及び決算について

(米山課長)

資料3に基づき説明。

(谷口委員長)

事業報告、決算報告はよろしいか。

(一同)

了解。

(谷口委員長)

最後にその他の意見があればどうぞ。

(大友委員)

一昨年、物品調達法の成立に伴って、私ども横浜市精連としても共同受注センターの設立をお願いした。横浜市も検討をすすめ、来年スタートする予定と伺っている。共同受注センターは公募方式になるようであるが、私個人の意見としては、社会福祉協議会障害者支援センターで受けて頂くと今後の事業展開や運営の

公平性・中立性を担保できるのではないかと考えている。

(谷口委員長)

ご要望として伺っておく。

(下山委員)

後見的支援制度の人材育成のための研修を支援センターで実施しているが、あんしんマネジャー、サポーター等は継続して業務にあたって頂きたいが、様々な事情で困難な場合もでてくると思う。そういう事態も含めチームで支援するという事を大事にして頂きたい。また、それを研修の段階から大切な基本として学びあって頂きたい。

(谷口委員長)

今後、事業も拡大するようであるし、支援センターは、将来の計画立案も含めて企画を立てていくような機能も備えておく必要があると考える。次回もよろしく願いいたしたい。